

1956 (S3)

## 第 9 節 優生保険

優生保護事業は優生保護法にとどまらず、優生手術、優生保護、優生保護審査会、優生保護相談所の業務に大別される。

優生保護法は優生上の見地から、不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的とするものであつて、昭和27年5月法の一部改正により、母性保護の見地から人工妊娠中絶について、従来の審査決定による実施方法が緩和され、また受胎調節の普及及指導に関する規定が新たに定められたが、これによつて関係業務は著しく拡張された。

## 1. 優生手術

優生手術は悪性の道徳を防止することを目的として行われるが、これには医師の認定による手術と、優生保護審査会の審査を要件とする手術との2つの規定がある。いずれも医師が実施した場合は届出の義務が課せられており、この届出は年々増加しつゝあるが、現況ではまだ不十分と思われる所以、実体機関に対して届出を励行するよう指導に努めている。

昭和30年の報告状況はつぎのとおりである。

表 111

種 別	男	女	計
医師の認定による優生手術実施数	135	1,025	1,160
審査を要件とする優生手術実施数	29	51	80
計	164	1,076	1,240

## 2. 人工妊娠中絶

人工妊娠中絶は法の規定に従い、医師の認定によつて実施されているが、これはあくまで優生上および母性保護の見地から行うもので、産児調節のために行うものではない。実施医師は届出の義務があり、昭和27年5月の法律改正により届出は漸増してきた。

昭和30年の実施状況はつぎのとおりである。

表 112

年令別	総 数	20才 未 満	20才 21才	25才	30才	35才	40才	45才	50才	50才 以上	未 詳
昭和30年	69,385	88	12,925	19,408	17,863	12,334	5,439	517	13	6	

3. 東京都優生保護審査会

審査を要件とする優生手術（法第4条）および遺伝性以外の精神病者等に対する優生手術（法第12条）については、手術の適否を決定するため東京都優生保護審査会を設置している。

委員会は委員14名をもつて組織されており、医師から申請のあつた都度審査を行つている。都下に1相当数の手術の必要な者があると思われる所以、常に医師側の協力を求めてい、昭和30年の審査件数はつぎのとおりである。

表 113

区 分	法 第 4 条	法 第 12 条	計
男	26	9	35
女	29	9	38
計	55	18	73

## 4. 受胎調節実地指導員の指定

受胎調節実地指導員は助産婦、保健婦、看護婦で知事の認定した研修を終了した後、専門の指定を受けたものである。受胎調節の実地指導ができる者は医師とこの資格を有する者に限られている。

昭和27年からこの制度が施行されて以来、この認定研修は昭和30年12月までに11回い、すれも東京都助産婦会の主催で実施し、受講者は延べ923人でうち資格を得た者は1,425人である。これらの指導員は常時受胎調節の普及と指導に積極的に活動している。

## 5. 優生保護相談所

優生結婚と受胎調節の相談指導を行うために設置されている。都立のものは都立看護所、病院及び保健所に併設されており、また民間の施設は診療所、病院等に附設されている。

本部の相談所では特に受胎調節の普及教育に重点をねら、各相談所ごとに諮詢会、休憩会、座談会等集団指導を活潑に実施して、この啓もうに努めている。

表 114

個 別 指 導			集 团 指 導		
男	女	計	回 数	男	女
40	4136	4176	462	1234	18015
					19249

## 6. 生活困窮者受胎調節普及事業

生活困窮者には特に受胎調節が普及していない現状にかんがみ、国はこれ等階層に方し受胎調節を普及するため、昭和30年度において予算を計上し、各都道府県に実施を要望している。

特に生活保護法該当世帯とボーダーラインにある世帯に対して受胎調節普及のため必要な器具用品の無償交付を行つている。

本年は実施期間が短かつたこと、このことは人心の機微に触れることがあるので精神の困難がひとよづか、保健所と指導員の献身的な努力により、約10,000名に対し指導を行つことが出来た。

## 第 10 節 精神衛生

## 1. 精神衛生思想の普及運動

精神衛生についての一般の認識は從来さわめて低調であつたが、昭和28年度以降毎年精神衛生関係民間団体主催の全国精神衛生大会が行われ、また、都においても昭和29年度、30年度に「精神衛生週間」を設け、各精神病院および保健所において精神衛生相談窓口を

今後はC,D級の病院の整備に重点をおいて指導する方針である。

## 2. 診療所、歯科診療所および助産所

従来診療所、歯科診療所は都心集中の傾向があつたのであるが近年除々に周辺において、本年の増加率は周辺地区が最も多く病院の普及とほぼ同様の傾向を示している。助産所は年々減少の傾向であるが特に区部においていちじるしく郡部の比較的医療施設の普及していない地区において若干の増加を示している。

表 110 診療所歯科診療所および助産所数、病床数

	診 療 所		歯科診療所		助 産 所				
	施設数	病床数	1施設当たり人口	施設数	1施設当たり人口	施設数	床 数	1施設当たり人口	
区部	都 心	2,161	1,782	666	1,244	1,157	424	205	3,393
	中 間	2,200	2,716	1,071	1,233	1,911	904	319	2,610
	周 辺	2,691	3,693	1,263	1,466	2,318	1,475	591	1,373
市 部	都 部	428	601	1,355	258	2,248	252	65	2,302
郡 部	都 部	287	319	1,719	176	2,803	224	28	2,202
島		24	140	1,700	12	3,401	21	0	1,943
計		7,791	9,251	1,067	4,389	1,893	3,300	1,208	2,518

## 第8節 口くう衛生

表 111 歯科医療施設

年次	種別	歯科病院	病院附設	歯科診療所	診療所附設	計
昭和 30 年		2	114	4,103	257	4,476
" 31 年		3	119	4,322	275	4,719

口くう衛生強調運動実施計画にもとづいて広報活動、催物、口くう健康相談等を実施したほか「第2回歯の女王コンクール」「第5回母と子の良い歯のコンクール」を行い口くう衛生思想の普及をはかつた。

## 第9節 優生保護

優生保護法は優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的としている。

優生保護事業は優生保護法にもとづき次に掲げるような、優生手術、人工妊娠中絶、優生保護審査会、優生保護相談所、受胎調節の普及指導等の業務に大別される。

### 1. 優生手術

優生手術は悪性の遺伝を防止し、また母体保護のため行われるがこれは医師の認定によるものと、優生保護審査会の審査を要件とするものとの2つがあり、いずれも医師が実施した場合に届出の義務が課せられている。近時一般にこの手術を行うものが増加しており、このことは喜

ばしいことであるが、この中には産児制限という意味で、不必要的手術を行うものがあり、これらは法の主旨に反対するものである。

医務部は常にこの監督指導を行うとともに、関係機関の協力を得て、適正な手術の実施の促進に努めている。

表 112 実施報告状況

種 別	男	女	計
医師の認定による優生手術	119	903	1,022
審査を要件とする優生手術	14	37	51
計	133	940	1,073

### 2. 人工妊娠中絶

人工妊娠中絶は法の規定に従い、医師の認定によつて実施されているが、これはあくまでも優生上および母体保護の見地から行うもので、産児調節のため行うものではない。しかしながら一般に産児調節または制限の目的で、この手術を行うものが相当数あり、届出数の2倍以上に上るものと推定されている。これはすなわち堕胎行為であり、また母体の健康を害することも多いので、この閑行為に対しては良識にまつところ大なるものがあり、これが対策としては受胎調節の普及が急務である。昭和27年の優生保護法改正以前はこの手術については審査制度が設けられていたが、以後は医師の認定となつたのがこれらの行為の増加した原因と思われる。法の改正以来届出状況は漸増してきている。

表 113 実施報告状況

年令別	年別	総 数	20才未満	20才～24才	25才～29才	30才～34才	35才～39才	40才～44才	45才～50才	50才以上	不詳
	昭和 31 年	72,987	937	14,309	21,313	18,135	12,475	5,232	576	10	

### 3. 東京都優生保護審査会

審査を要件とする優生手術（優生保護法第4条）および遺伝性以外の精神病者等に対する優生手術（同法第12条）については、手術の適否を決定するため東京都優生保護審査会を設置している。

委員会は委員14名をもつて組織されており、医師から申請のあつた都度審査を行つている。都下には相当数この手術の必要なものがあると思われる所以、常に医師側の協力を求めている。

表 114 審査件数

区分	法第4条	法第12条	計
男女別			
男	17	4	21
女	29	10	39
計	46	14	60

1958(533)

(23)-1

## -138- 医療事業

表 122. 医療施設の分布状況

(昭32・12現在)

	人口	病院数					1施設及び1床に対する人口数
		普通	結核	精神	伝染	計	
区部	都心	1,448,876	施設数 115 病床数 11,319	4 3,411	- 181	2 1,015	121 15,926 90
	中間	2,414,380	施設数 113 病床数 6,487	13 4,235	- 42	1 295	127 11,059 218
	周辺	3,550,917	施設数 148 病床数 7,617	26 7,637	7 3,310	2 564	183 19,128 185
	市部	598,794	施設数 33 病床数 1,666	11 3,290	7 1,608	1 257	52 6,821 88
	郡部	517,429	施設数 17 病床数 840	31 9,498	8 2,266	(らい) (らい) 1,570 2 147	1 59 14,321 36
	計	8,530,396	施設数 426 病床数 27,929	85 28,071	22 7,407	(らい) (らい) 1,570 8 2,278	1 542 15,739 67,255 313

注 都心とは千代田、中央、港、新宿、文京、台東

中間とは品川、渋谷、目黒、中野、豊島、荒川、墨田、江東

周辺とは太田、世田谷、杉並、板橋、練馬、北、足立、葛飾、江戸川の各地である。

表 123 の 2. 病院分類調査実施成績

	診療サービス		入院サービス		給食サービス		管理サービス	
	病院数	%	病院数	%	病院数	%	病院数	%
昭和30年	A 277	57.3	239	52.4	306	67.1	233	51.1
	B 150	35.8	188	41.2	124	27.2	190	41.7
	C 27	6.2	28	6.2	22	4.8	32	7.0
	D 2	0.7	1	0.2	4	0.9	1	0.2
	計 456	100	456	100	456	100	456	100
昭和31年	A 287	58.2	254	51.5	324	65.7	242	49.0
	B 168	34.1	204	41.4	140	28.3	215	43.6
	C 34	6.9	35	7.1	26	5.3	34	7.0
	D 4	0.8	0	0	3	0.7	2	0.4
	計 493	100	493	100	493	100	493	100
平均	85		83		86		84	

注 A=100~85点 B=84~70点 C=69~50点 D=49~0点

## 医療事業 -139-

表 123. 診療所、歯科診療所、および助産所数、病床数

(昭32・12現在)

	診療所			歯科診療所		助産所		
	施設数	病床数	1施設当たり人口	施設数	1施設当たり人口	施設数	床数	1施設当たり人口
都心	2,234	1,853	468	1,274	1,137	388	211	3,734
中間	2,298	3,039	1,050	1,290	1,872	885	325	2,728
周辺	2,898	4,059	1,225	1,575	2,259	1,448	607	2,452
市部	443	569	1,351	253	2,366	252	65	2,376
郡部	326	492	1,537	141	3,669	228	13	2,269
島	25	140	1,631	12	3,396	20	-	2,038
計	8,224	10,152	1,053	4,545	1,886	3,221	1,221	2,662

表 123 の 2. 歯科医療施設

(12月現在)

年次	種別	歯科病院	病院併設	歯科診療所	診療所併設	計
	歯科病院	病院併設	歯科診療所	診療所併設	計	
昭和31年	3	119	4,322	275	4,719	
昭和32年	4	119	4,545	296	4,964	

## 第8節 口くう衛生

口くう衛生強調運動実施計画にもとづいて広報活動、催物、口くう健康相談等を実施したほか、「第6回母と子の良い歯のコンクール」を行い、口くう衛生思想の普及をはかつた。

## 第9節 優生保護

優生保護法は優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母体の生命の健康を保護することを目的としている。

優生保護事業は優生保護法にもとづき次に掲げる優生手術、人工妊娠中絶、優生保護審査会、優生保護相談所、受胎調節の普及指導等の業務に大別される。

## 1. 優生手術

優生手術は悪性の遺伝を防止し、また母体保護のために行われるが、これは医師の認定によるものと、審査を要件とするものとの2つがあり、いずれも医師が実施した場合に届出の義務がある。

近時一般にこの手術をうけるものが増加してきたが、このことは法の主旨が漸次認識されてきたと考えられる。しかしながらこの中には産児制限という意味で不必要的手術をうけるものもあり、これらは法の主旨に反するものであり遺憾である。

医務部は常にこの監督指導を行うとともに、関係機関の協力を得て適正な手術の実施促進に努めている。

1958(533)

表 124. 実施報告状況

種別	男	女	計
医師の認定による優生手術	90	983	1,073
審査を要件とする優生手術	11	22	33
計	101	1,005	1,106

## 2. 人工妊娠中絶

人工妊娠中絶は法規にもとづき、医師の認定により実施されているが、これはあくまでも優生上および母体保護の見地から行うものである。

実施医師は優生保護法第14条の規定により社団法人東京都医師会が指定した医師に限られており一般の医師は緊急を要する場合（緊急避難行為）の外は実施することはできない。本都はこれが対策として数年前から人工妊娠中絶による母体の健康に及ぼす悪影響についての教育と家族計画の普及啓もうに努力してきたが、近年出生率は逐年低下し、毎年増加していく人工妊娠中絶実施数も本年後半期においてはやや低下してきた。このことは、家族計画の普及度の上昇によるものと考えられる。

表 125. 実施報告状況

年令別	総数	20才未満	20才～24才	25才～29才	30才～34才	35才～39才	40才～44才	45才～50才	50才以上	不詳
昭和32年	75,535	1,001	15,718	22,112	18,379	12,591	5,226	497	11	-

## 3. 東京都優生保護審査会

審査を要件とする優生手術（優生保護法第4条）および遺伝性以外の精神病者に対する優生手術（同法第12条）については、手術適否を決定するため東京都優生保護審査会を設置している。

審査会は委員14名をもつて組織されており、医師から申請のあつた都度審査を行っている。都下には相当数この手術の対象となる者があると思われるので、常に医師側に対して該当対象の発見と申請について協力を求めている。

表 126. 審査件数

区分	法第4条	法第12条	計
男	11	3	14
女	40	5	45
計	51	8	59

## 4. 受胎調節実地指導員の指定

受胎調節実地指導員は、保健婦、助産婦、看護婦の有資格者で知事の認定した講習を修了した後知事から指定を受けたものである。受胎調節の実地指導ができるものは医師およびこの資格を有する者に限られている。

昭和27年にこの制度が法制化され、以来都において、この認定講習は32年12月までに20回実施せられ、また資格を得た者は1,812名あり、當時家族計画の普及と受胎調節の技術指導

に活動している。

受胎調節への認識は一般に高まってきたが、この知識の普及はますます高度なものが必要となつてくるので、32年度では指導員の資質の向上と研究、教育を中心とした講習会を4回実施した。

## 5. 優生保護相談所

優生結婚と受胎調節の相談指導を行うため従来都立普通病院6カ所と保健所15カ所に設置し、都民の利用に応じて来たが32年5月さらに保健所36カ所に増設し、計57カ所となつた。

この相談所では特に家族計画の普及教育に重点をおき、各相談所ごとに講習会、座談会等集団グループ指導を活潑に展開して、この啓もうに努め、都民の実施を促進している。

表 127. 指導実績

個別指導			集団指導		
男	女	計	回数	男	女
42	3,398	3,440	1,248	3,012	36,508
					39,520

## 6. 受胎調節特別普及事業

家族計画普及対策の一環として昭和30年度から国の施策に順応してこの事業を実施した。対象は生活困窮者で、これ等の階層には特に経済的な面から実施が困難な状況にあるので、適正な普及と指導を行い実施に必要な器具薬品の無償交付を行っている。

実施機関は都内全保健所で、管内の受胎調節実地指導員を多数委嘱して対象世帯の個別指導に当つている。

この事業は、性質上まことに困難なことが多いが、保健所と指導員の努力により、指導を受ける者も漸次増加し、昭和32年度は21,038世帯を指導している。

## 7. 民間団体の助成

本部の家族計画普及事業に協力し、都民に家族計画の普及と実行を推進して都民生活の福祉と安定をはかる目的で昭和32年4月発足し、同年9月社団法人として設立認可された東京都家族計画協会に対し、本都は同協会の事業が都行政に貢献するところ多大であるので、同協会の事業を助成するため3,000,000円の補助金を交付した。

協会は設立以来本都の指導監督のもとに、各保健所と連携して都下全域にわたり家族計画の普及啓もうを行い、好成績を収めている。

## 第10節 精神衛生

精神衛生事業は精神衛生法にもとづいて、精神障害者等の医療および保護を行いかつその発生の予防に努めることにより国民の精神的健康の保持および向上を図ることを目的としている。

## 1. 精神衛生思想の普及

昭和28年以来毎年精神衛生関係民間団体主催の全国精神衛生大会が行われるおいても毎年「精神衛生週間」を設けて都民の精神衛生思想の啓発に努めている。昭和32年度は11月11日から17日まで精神衛生無料相談を都立および東京都指定精神病院で行い、精神障害者の早